

## 高知県立大学FD委員会の短中長期的活動方針

註記：[ ]内は、当該課題・活動等について、FD委員会が連携して活動をおこなうことを想定している連携相手部署等である。

### 1. 短期的および中長期的課題(継続的に実施する課題)

今後当分の間継続して実施する課題。

#### (1) 教員の教育力向上のための種々の認識・知識・技術向上に資する講演・研修会等の実施

①アクティブ・ラーニング手法を中心に、種々の授業向上技法・手法等にかんして、教員の具体的な授業技術の向上のためおよび認識向上のために必要な講演・研修会等の実施

#### (2) 各種のFD活動の実態・意向・効果測定等のための調査等の実施

②授業向上等にかんする実態調査、FD活動等にかんする意向調査、FD活動による授業向上等の効果測定調査、などを実施し、結果を適切なかたちで公表する。

### 2. 中長期的課題

可能なものは2015年度から実施するが、状況をみながら、今後2～3年以上かけて実施に取り組む課題。必要に応じて、その後継続して実施する。

#### (3) 多様な学生支援のための種々の認識・知識・技術向上に資する講演・研修会等の実施と、学内体制整備・構築等に必要行動

[学生委員会・健康管理センター等]

③発達障害をもった学生の支援にかんする、教員の認識・知識・技術の向上のために必要な講演・研修会等の実施

④発達障害をもった学生の支援のために必要な、学内体制の整備・構築にかんする知見の獲得等のために必要な講演・研修会等の実施と、学内組織体制の整備・構築のための具体的な行動

⑤発達障害のほか、色弱・性同一性障害など、多様な個性とニーズをもった学生への理解を深め、必要な支援等をおこなえるようにするための、教員の認識・知識・技術の向上のために必要な講演・研修会等の実施

#### (4) 各教員の教育のふりかえりと教育力向上のための、ティーチング・ポートフォリオ作成のためのワークショップ参加(学外)および開催(学内)

ティーチング・ポートフォリオの有用性・有効性等については、アメリカの大学教育でははやくから実証されており、日本でも多くの大学で採用・実施されはじめている。

⑥2015年度から、ティーチング・ポートフォリオの学外ワークショップに、経験者がまだいない学

部・センターを中心に継続して派遣する。

⑦2016年度または2017年度をめどに、ティーチング・ポートフォリオの学内ワークショップを実施できるようにする。

**(5) 大学または各学部・センター等の事業に関連して必要となるFD活動について**

[国際交流委員会、健康長寿センター、地域教育研究センター、研究倫理審査委員会等]

⑧グローバル化への対応、域学共生の推進、研究倫理の向上、など、大学または各学部・センター等の事業に関連して必要となるFD活動について、当該部局等と連携しつつ、全学FD委員会における議論にもとづいて、そのつど必要な活動を企画・実施する。

**(6) 学生による授業評価と連動したFD活動について**

[教務委員会等]

⑨学生による授業評価と連動したFD活動について、学生授業評価を含めて、そのあり方等の検討をおこない、必要となるFD活動を企画・実施する。

(7) 教員相互の授業公開による授業向上・教育力向上等の効果や、そのために必要な学内体制整備等にかんする知見の獲得等のために必要な講演・研修会等の実施、および授業公開の実施

(8) 学生によるFD活動への参加・参画による効果や、そのために必要な学内体制整備等にかんする知見の獲得等のために必要な講演・研修会等の実施、およびFD活動への学生参画の実施

**3. 学外のFD講演・研修会等の取扱いについて**

(a) FDにかんする学外の講演・研修会等については、時間的な余裕がある場合には、その内容を各FD委員に確認していただき、派遣を希望する学部・センターの確認等をおこなったうえで、派遣希望がある学部・センターを中心に募集・派遣要請等をおこなうようにする。時間的な余裕がない場合には、従来どおり全教員に募集するとともに、そのテーマ・内容等から委員長が判断して特定の学部・センターへの派遣要請をおこなう場合がある(この要請は、当該学部・センターのFD委員にたいしておこなう)。

(b) FDにかんする学外の講演・研修会等のうち、そのテーマ・内容がこの「高知県立大学FD委員会の短中長期的活動方針」に関連するものである場合には、上記(a)によるほか、必要に応じてFD委員会からの要請として、特定の学部・センターを中心に募集・派遣要請等をおこなう。

**4. 学内のFD講演・研修会等の取扱いについて**

(c) 各学部・センターが主催して実施するFD講演・研修会等については、企画が決定した時点で当該学部・センターのFD委員から高知県立大学FD委員会事務局に通知していただき、当該学部・センターのFD委員または高知県立大学FD委員長の要請によって高知県立大学FD委員会との共催として実施していただくよう主催者(学部長・センター長)に依頼することを高知県立大学FD委員会で決定し、その後主催者に高知県立大学FD委員長名で共催を依頼する。

(d) 上記(c)によって共催となったFD講演・研修会等については、その実施に要する経費の支出、参加教員の出席の確認、などにかんして、高知県立大学FD委員会が企画・主催するFD講演・研修会等と同様に取扱うものとする。

以上